

No.	ページ	行	ご意見	回答案	修正有無
1	19	1	P19 「(3) 悩みやストレスなどで困った時の相談先」において「市役所などの公的機関」の数字は0.7となっており、非常に低いと感じます。この分析と対応策はどこに記載されているのでしょうか。	分析を明記しておりませんが、「誰にも相談できない」人の割合や「相談先がわからない」人の割合が高いことが課題であると捉えております。このため、悩みを抱えている人の家族や友人など身近な方が、こころのサインに気づき、傾聴し、相談先につなぎ、見守るというゲートキーパーの行動をとれるように、取組を進めております。また、基本施策3に記載のとおり、啓発媒体を作成したり、SNSで発信するなど、専門的な相談が必要な人が相談窓口で相談できることを目指し、今後も周知啓発を強化し取り組んで参ります。	無
2	24	1	P24 「(3) 生活保護受給者数の推移」と「(4) 生活保護に関する相談件数」「(5) 生活困窮に関する相談件数の推移」を比較すると令和2年に相談件数が前年の2.5倍、3倍に増加したにも関わらず、生活保護受給者数は減少しています。「受給要件にあてはまらなかった」ということでしょうか、生活苦に喘ぐ市民を救えているのかどうか、非常に気になります。所見はどこに記載されているのでしょうか。	<p>新型コロナウイルス特例貸付の相談が開始したことにより生活困窮及び生活保護に関する相談件数が増加しましたが、生活保護制度ではなく貸付制度の利用を選択する相談者が多かつたため、生活保護受給者数が増加しませんでした。</p> <p>なお、「(4) 生活保護に関する相談件数」は生活保護・生活困窮相談の延件数を、「(5) 生活困窮に関する相談件数の推移」は生活保護・生活困窮相談の実件数であることから、(4)と(5)を一つにまとめ、以下のとおり修正いたします。</p> <p>【修正前】P24の4行目                      (4) 生活保護に関する相談件数                      生活保護に関する相談件数は、新型コロナウイルス感染症後である令和2年に3,457件と前年の令和元年と比較して約2.5倍に急増しています。                      (5) 生活困窮に関する相談件数の推移                      生活困窮に関する相談件数は生活保護に関する相談件数と同じく、新型コロナウイルス感染症流行後である令和2年に1,660件と、前年の令和元年と比較して約3倍に急増しています。</p> <p>【修正後】                      (4) 生活保護(生活困窮を含む)に関する相談件数の推移                      生活保護(生活困窮を含む)に関する相談延件数は、新型コロナウイルス感染症後である令和2年に3,457件と前年の令和元年と比較して約2.5倍に急増しています。                      ※(5)を削除。</p>	有

No.	ページ	行	ご意見	回答案	修正有無
3	40	1	P40からの「基本施策における主な取組事業と評価指標」については前回計画では、取組内容と担当と対象をわかりやすく明記していましたが、今回は曖昧になっており、わかりづらいと感じました。前計画の表が良かったので、変更した理由の説明が必要です。	計画を見直すにあたり、重点対象者への取組を強化することを目的に、重点政策として具体的な取り組みの方向性や事業を記載することに変更いたしました。計画書完成後の所属及び事業名の変更に伴い計画書修正が困難になることから、関連計画や関連する取組の変更、社会情勢などの変化を踏まえた取組が推進できるよう所属や事業名は「生きる支援の関連施策」一覧として計画書とは別に管理し、市ホームページにおいて公開する予定です。	無
4	40	10	P40の基本施策1の(1)自殺対策推進体制における連携強化の〈主な取組事業〉の3つ目の「・業務において生きる支援を必要とする市民からの相談を傾聴し、適切な相談機関へ確実につなげる」としていますが、「生きる支援を必要とする市民からの相談」とはどんな相談なのか、対象や場面のイメージがわかりません。具体的な表現にできないでしょうか。この文言は他にも散見されます。	「生きる支援」とは、“こころの健康”に関する問題だけではなく、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立など様々な社会的要因に関わる支援のことです。計画書内の導入部分において記載しております。	無
5	40	5	P40の「(1)自殺対策推進体制における連携強化」において市職員の窓口業務に関して「傾聴」と「適切な相談機関」の記載がありますが、誰もがどの窓口においても気軽に相談できる環境が必要であり、もう少し踏み込んだ記述が必要ではないでしょうか。	市職員には、自殺対策推進本部等の推進体制より市民で悩みを抱える人に対しゲートキーパーの行動をとれるよう継続して認識強化を図って参ります。また市職員を対象とするゲートキーパー養成研修などにおいては、相談の聴き方や環境の配慮等について考える機会を持ち、実践につながるよう取り組んで参ります。これらの取組は他基本施策、重点施策において記載しております。	無
6	44	6	P44(2)相談支援の実施の〈主な取組事業〉に掲げている事業も各課の取組の羅列に見えて、内容がわかりにくいことと、まとまりがないように思います。例えば、2番目の「・ワンストップ窓口」はどここの窓口でしょうか。続く文言が「犯罪被害者等～」とあるので、市民相談係と想定できますが、市民にとってはわかりません。また、実際にワンストップの相談体制になっているのでしょうか。	取組内容については、わかりやすさを重視し具体的な例を記載しています。No.3の回答にあるとおり、所属・事業名は計画内の記載の予定はございませんが、計画書とは別に管理し、市ホームページにおいて公開する予定です。また、市民への相談窓口周知については、わかりやすい発信に努めて参ります。なお、犯罪被害者等への相談は、生活安全課が行っておりますが、ご意見に基づき、文言を下記の通り修正いたします。  【修正前】 ワンストップ窓口において、犯罪被害者等が抱える様々な問題について相談に応じ、適切な窓口の案内や情報の提供を行う。  【修正後】 犯罪被害者等が抱える様々な問題について相談に応じ、適切な窓口の案内や情報の提供をワンストップで行う。	有

No.	ページ	行	ご意見	回答案	修正有無
7	44	19	病児・病後児保育の提供は「相談支援」に入るのでしょうか。病後児保育の効果が見えない中、継続事業になるかどうかの見込みも立たないのではないのでしょうか。	病児・病後児保育の提供は、保育所だけでなく、一部医療機関でも実施されているところです。病児・病後児の児童生徒を看護する支援者は、病気に関連することだけでなく、成長・発育や子育てに関する悩みや心配事などについて利用者が相談できる機会となるため、相談支援に位置づけています	無
8	44	26	妊産婦に関する相談は「子育て包括支援センター」、教育に関する相談は「教育相談センター」というように相談窓口や相談センターの名称を明らかにした方が良いと思いました。	No.3の回答にあるとおり、計画書完成後の所属及び事業名の変更に伴い計画書修正が困難になることから、関連計画や関連する取組の変更、社会情勢などの変化を踏まえた取組が推進できるよう所属や事業名は「生きる支援の関連施策」一覧として計画書とは別に管理することといたします。	無
9	44	6	前回計画のように、後半に相談窓口等一覧を載せられるとは思いますが、P44は内容の精査と、書き方にも工夫が必要ではないのでしょうか。さらに、これだけのボリュームのある取組事業を挙げていますが、評価指標は1項目だけでその内容についても工夫が見られません。相談支援を通じた具体的な目標値を定める必要があると思います。例えば、P19の悩みやストレスなどで困った時の相談先を「誰にも相談しない」を減らすことや、相談しない理由として挙げている「相談することに抵抗がある」を減らすことなどが基本施策4の評価指標になるのではないのでしょうか。	計画を見直すにあたり、相談支援に該当する事業をすべて記載しております。これは、計画内に取組内容を記載することで、関係各課において相談支援が自殺対策であることを認識し、取り組めるよう、現状の表現での記載としております。また、相談先の電話番号や相談時間などが変更されていくことから、相談先一覧は計画内には記載せず、ホームページや啓発媒体で周知を予定しております。なお、評価指標は現状の表現となりますが、引き続き市民の心の健康に関する状況について把握に努めて参ります。	無
10	45	16	10～39歳の死因の1位が自殺、P12の自殺者の原因・動機別構成で10～19歳の自殺原因の1位は学校問題となっています。児童への対策としては、P45からの「児童生徒のSOSの出し方に関する教育」を掲げて、様々な取り組みを展開していますが、SOSの出し方だけでなく、根本的な部分、人権意識の研修や啓発も盛り込むことはできないのでしょうか。若い世代がSNSによる誹謗中傷が原因で自ら命を絶つことが増えています。令和4年には刑法において侮辱罪の法定刑を引き上げられ、厳罰化する改正がなされており、教育現場での周知が必要だと考えます。基本施策5だけでなく基本施策3の市民一人ひとりの気づきと見守りの促進や(1)や(2)の取組事業は追加できないのでしょうか。	学校教育においては、人権に関する教育は道徳において実施しております。また、基本施策3は、児童生徒も含む市民全体を対象に取り組むものとしております。	無

No.	ページ	行	ご意見	回答案	修正有無
11	46	12	基本施策5の児童生徒のSOSの出し方に関する教育の評価指標についても継続事業を評価指標にするのはどうでしょうか。実際にSOSを出した児童生徒の有無、タブレットなどを活用した相談など教育委員会で把握されていると思います。大切なのは、確実に児童生徒に伝わっているかどうかです。また、相談後の対応が悪ければ、誰にも相談することなく一人で悩みを抱えてしまうことも考えられます。本気で取り組む姿勢を示していただきたいと思います。	児童生徒のSOSの出し方に関する教育（自殺予防教育）の評価については、関連計画である令和5年3月策定の「加古川市いじめ防止対策計画」における展開を踏まえ、現在の評価指標といたしました。今後も関連計画の進捗等の把握に努め、取組を進めて参ります。	無
12	48	4	P48-49に「重点施策2 生活困窮者に対する取組の推進」に列記されていますが、現行の計画と同じ内容となっており、もう少し踏み込んだ記述が必要ではないでしょうか。	現行の計画においては、生活困窮者に対する施策については具体的な記述ができていなかったため、2次計画においては重点施策と位置づけ、生活困窮者に対する施策への認識強化につながるよう記載しております。	無
13	53	14	P46からの「重点施策（重点対象）における主な取組事業と評価指標」はそれぞれ取組事業の記載はあるものの、評価指標をP53にまとめて記載されていることと、「生きる支援の関連施策」の進捗評価を誰がどこでどのように行うのかわかりにくいです。例えば、重点施策1高齢者の取組の推進の評価指標として、地域ケア会議や虐待防止検討会議の開催件数、地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制の推進などを入れてはどうでしょうか。その他の施策についても取組事業の中から特に重要と思われるものに対する具体的な評価指標を定められないでしょうか。	重点施策は「生きる支援の関連施策」として、毎年度、取組状況を把握し、自殺対策推進本部会議にて進捗の評価を行います。この旨を第4章に追記・修正いたします。  【修正前】 重点対象である①高齢者、②生活困窮者、③労働者、④女性、⑤子ども・若者について、毎年度実施する「生きる支援の関連施策」の進捗評価において各取組事業を評価するとともに、本市の自殺の状況や社会情勢等を踏まえ、自殺対策連絡会議のワーキングにおいて重点対象に対する取組状況の共有及び課題を抽出し、取組内容の修正を行うことでさらなる推進を図る。  【修正後】 重点対象である①高齢者、②生活困窮者、③労働者、④女性、⑤子ども・若者について、毎年度、「生きる支援の関連施策」の取組状況を把握し、自殺対策推進本部会議で進捗評価を行う。また、市の自殺の状況や社会情勢等を踏まえ、自殺対策連絡会議のワーキングにおいて重点対象に対する取組状況の共有及び課題を抽出し、取組内容の修正を行うことでさらなる推進を図る。	有
14	—	—	・若い人たちの自殺について、報道等を見聞きするたびに心が痛みます。困った時や悩んだ時に、誰かに相談するといことをできるだけ早くから教育の中に取り込んでいただくことを望みます。	若者の自殺予防については、命に関する教育とともに推進して参ります。	無
15	—	—	・色々な人の相談・対応は大変だと思いますが、一人でも自殺者が減るよう、がんばってください。	こころのサインを見逃さず必要な支援につながるよう、市職員等の認識の強化に努めて参ります。	無